

第36回東京都環境審議会総会

平成23年10月27日（木）

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

午前 10 時 45 分開会

○宮沢環境政策課長 大変お待たせいたしました。それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 36 回「東京都環境審議会 総会」を開催いたします。

委員の先生の皆様方には、本日はお忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局の環境政策課長の宮沢と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開催に当たりまして、まず、冒頭資料の確認をさせていただきます。お手元配付の資料、会議次第の次からでございます。

資料 1 委員の名簿でございます。

資料 2 諮問文。

資料 3 部会への付議文。

資料 4 総量削減計画の案。

資料 5 総量規制基準の案。

資料 6 これまでの意見募集の経緯と結果について。

資料 7 - 1 補足資料（その 1）。

資料 7 - 2 補足資料（その 2）。

資料 8 - 1 総量規制基準の設定方法等。

資料 8 - 2 補足資料（その 2）ということで、告示の基準値の範囲。

資料 9 これまでの経緯と今後のスケジュール。

参考資料 1 根拠法令、水質汚濁防止法。

参考資料 2 環境省の告示。

参考資料 3 前回の総量削減計画、平成 19 年 6 月に策定したもの。

参考資料 4 同じく規制基準の第 6 次、前回のもの。

参考資料 5 根拠法令。

以上となっております。

資料に過不足等ございませんでしょうか。

それでは、続きまして定足数の確認をさせていただきます。現在の委員の総数は 21 名でございますが、現時点で 12 名の委員の皆様にご出席いただいております。審議会規則に定める定足数の過半数に達しておりますことを、御報告申し上げます。

本日の議題に入ります前に、1 つ御報告がございます。これまで環境審議会委員に 1 名の

欠員が生じておりましたけれども、10月1日付けで新たな委員に御就任いただきましたので、御紹介申し上げます。

矢野委員でございます。

○矢野委員 よろしくお願ひします。

○宮沢環境政策課長 資料1の方で、新たに矢野委員のお名前も追加してお配りしてございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、審議に入ります前に、大野環境局長より一言ごあいさつを申し上げます。

○大野環境局長 環境局長の大野でございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。東京都は、これまで当審議会における御審議を踏まえまして、さまざまな施策を展開してまいりました。今年度は、環境審議会で2つの議題について御審議を願っております。

1つは、東日本大震災を踏まえた今後の環境政策の在り方についてございまして、こちらの方では、低炭素・高度防災都市を目指した環境エネルギー政策

2つ目は、災害に伴う環境リスクから都民生活を守るための対策

3つ目は、震災後の東京のプレゼンスと国際協力の回復・向上

という3つの柱で検討を進めていただいております。

もう一つが本日の議題でございます、第7次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定についてでございます。本件は、東京湾の水質につきまして、国の策定した総量削減基本方針を踏まえ、化学的酸素要求量、窒素、りんの3項目につきまして、総量削減計画を策定し、規制基準を定めるものでございます。

本件につきましては、既に水質土壌部会におきまして、専門的、技術的観点から御議論をいただいておりますが、本日の総会におきまして今後の東京湾の水質改善に向けた施策を一層評価していくための有意義な御提言をいただければと考えております。

簡単でございますが、開会に当たりましての私からのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○宮沢環境政策課長 それでは、これからの議事につきましては、西岡会長にお願いしたいと存じます。

西岡会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○西岡会長 皆さんおはようございます。、お忙しいところどうもありがとうございます。

本日の議事でございますけれども、先ほどお話にありましたように、第7次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定についてということでございます。この諮問に関しましては、審議会の運営要領第2によりまして、平成23年7月7日付けで水質土壌部会へ付議しております。本日までに同部会において御審議いただいております。

本日は、その報告を受けまして、皆さんに更に御審議いただいた後、答申を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本件諮問の経緯、概要につきまして、まず、小林自然環境部水環境課長からの御説明をいただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○小林水環境課長 小林でございます。よろしくお願いいたします。

説明につきましては、お手元にお配りしてございますA3横の別紙に沿って御説明いたしますが、他の資料もごらんいただきながら進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、A3の資料については、左側半分がこの制度、これまでの成果についてのまとめ。右半分が今回の第7次計画の内容という構成になってございます。

まず1番の総量削減制度についての説明をさせていただきます。資料7-1の1ページをごらんください。まず、この制度がきっかけでございますけれども、昭和46年に水質汚濁防止法が施行されまして、工場排水等に基準が設けられましたが、人口や産業の集積により、汚染の著しい閉鎖性水域について改善が進まなかったということで、この水域の汚濁物質の計画的な削減が必要だということで始まった制度でございます。

国が指定している水域につきましては、東京湾、伊勢湾、大阪湾と大阪湾を除く瀬戸内海という4つの水域が指定されてございます。

2ページ、それぞれの水域に汚濁負荷が流入する地域について、指定地域といいまして、東京都内では東京湾に汚濁物質が流入する地域ということで、島しょ部、島の部分、それから、町田市の一部の境川水域、下側におへそのように出ている部分でございます。それを除くほぼ全域が、この計画の指定地域ということで指定されております。

1ページにお戻りください。次に(2)計画策定の手順でございます。まず、国におきまして、対象水域ごと、東京都へは国から東京湾の部分について、対象水域ごとに総量削減基本方針というのがまいります。国から提示を受けます。方針の中身は、資料にございます枠

の中でございます。

知事は、国の示した基本方針に基づきまして、削減目標量を達成するための総量削減計画を策定、併せまして総量規制基準について設定してまいります。

A3 の資料にお戻りください。2 の総量削減計画と総量規制基準でございますけれども、(1) の削減計画において定めますのは、3 つの項目がございます。

1 番目、化学的酸素要求量、今後、COD と言わせていただきます。並びに、窒素、りんの日当たりの目標量。

2 番目、それらを削減するための方途、方策でございます。

3 番目、その他、汚濁負荷量の総量の削減に関して必要な事項。

この3本柱でございます。

また、この計画は、昭和 54 年から 5 年ごとに改訂を重ねておりまして、現在、第 6 次という形になってございます。

次に(2) 総量規制基準の方でございますけれども、まず①の対象事業者といたしまして、この指定地域内にごございます日平均で 50 立方メートル以上の排水を公共水域に直接排水する特定事業場が対象となってございます。都内に該当する事業場については、123 ございます。参考までに、下水道に排水する事業場につきましては、この対象とはなりません。下水道が設けている排除基準という水質の規制がございますけれども、それによって規制されてございます。

②総量規制基準でございますけれども、個々の事業場におきまして、四角の中の数式で求められた量が 1 日当たりに排出が許される汚濁負荷量ということになります。この式の中で、業種ごとの濃度値、右の部分でございますけれども、これを C 値という言い方をいたしますけれども、実際には COD、窒素、りんについて、国が定めた範囲内で東京都知事がこの C 値について設定することになります。

次に、3 番のこの計画によるこれまでの成果でございますけれども、資料 7-1 の 3 ページをごらんください。ここでは、規制 3 物質の削減実績を掲載してございます。3 物質とも順調に削減してきているのがおわかりいただけると思います。COD につきましては、1 次計画から約 3 分の 1 に、その他、窒素、りんともに 5 次計画から 3 割程度減少してございます。窒素、りんは 5 次計画からの策定の物質ということで追加されてございます。

制度の概要につきましては、以上でございます。

次に 7 次計画案の内容の説明に移らせていただきます。A3 資料の右半分の部分でござい

ます。まず、案の内容説明の前に、この計画に関する東京都の現状について若干説明をさせていただきます。

これまで、6次にわたり取り組んでまいりました総量削減計画によりまして、汚濁負荷量につきましても、着実に減少してまいりましたが、減少した要因のほとんどについては、下水道の普及率の上昇によるものといっても過言ではございません。したがって、普及率が99%に達しました現在では、今後、大幅な削減が見込めないのかなという状況も合わせてございます。

グラフをごらんいただきますと、平成21年度の排出源別の汚濁負荷量の内訳が掲載されてございます。下水処理場からの負荷量が、ごらんとおり3物質ともに90%以上を占めてございます。一見しますと、下水処理場からのものが非常に大きいという印象をお持ちになるかもしれませんが、逆に言えば各下水処理場が都内の汚濁負荷のほとんどを引き受けて総量規制基準を遵守しながら運転管理をしているということで、この数値、量にとどまっているという見方もできます。

(2)の総量削減計画の案の部分に説明を進めさせていただきます。資料4の2ページをお開き願います。まず、CODについてでございますが、削減目標量、21年対比で日量で1トン減でございます。53トンとしてございます。次に窒素と3ページのりんでございますけれども、21年対比で窒素については1トン減の66トン、りんについては0.3トン減の4.8トンとしてございます。

次に、3ページの2、この3物質の削減目標値を達成するための方策についてでございます。まず(1)でございますけれども、汚濁負荷量の割合が多い生活排水対策につきましても、アの(ア)にございまして、下水道の普及を進めまして、4ページにございまして表4のとおり、普及人口ベース等を増加させまして、汚濁負荷量を更に削減させていこうという計画でございます。ちなみに、この表4に関しましては、下水道普及率を6次計画対比で1ポイント程度上げていくこととなっております。

窒素、りんにつきましては、表5のとおり、下水処理場におきまして、計画排水処理能力に対する高度処理能力の割合を上げることで削減をしていくこととしてございます。こうした整備のほかにも、既存施設の小規模改修や運転管理を工夫しながら行う準高度処理、これは今回初めて計画に記載されるものでございますけれども、などによりまして削減に努めていくこととしてございます。

次に4ページ(イ)合流式下水道の改善でございます。雨天時に汚水と雨水の混じり合っ

た下水のすべてを処理場が受け入れることができませんで、能力を超えた一部について河川や海に放流することがございます。この部分の汚濁負荷量につきましては、この計画でカウントはされてございませんが、東京都として東京湾の浄化を進めていくという観点から、計画の一方途として掲載してございます。計画の中に組み入れてございます。

更に今回の計画では、こうした汚水を雨水の貯留管や貯留池で一時バッファーのようにためる方法でございますけれども、平成 21 年度対比で 19 万立方メートル増やしまして、平成 26 年度には 107 万立方メートルまで引き上げていく計画でございます。

5 ページ、生活排水対策につきましては、このほかにも下水の未普及地域における合併処理浄化槽の適正な設置管理、し尿処理施設の維持管理の徹底、更に市町村と連携した一般家庭の指導や普及啓発に取り組んでまいります。

次に（２）の産業排水対策についてでございますが、この計画により規制されます日平均排水量が 50 立方メートル以上の事業場につきましては、基準の遵守に向けて検査や立入を行ってまいります。

6 ページ、この計画の適用されない小規模事業場、50 立方メートル未満の排水量の事業場に関しましては、都民の健康と安全を確保する条例に基づき、濃度規制を徹底しながら、マニュアル等に基づきまして汚濁負荷の低減に努めてまいります。

（３）としまして、その他の汚濁発生源に係る対策につきましては、削減効果としては少ない部分ではございますが、農地や養牛場など家畜に由来する負荷低減にも取り組んでいくこととしてございます。

7 ページ「3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項」でございますが、（１）の環境改善事業としましては、底質汚泥の除去や河川の流量確保などを行うとともに、（２）でございます、監視体制を整備しながら汚濁発生源についてしっかりと監視していくなどについて盛り込んでおります。

総量削減計画の説明については、以上でございます。

次に総量規制基準について御説明をいたします。

A3 資料の右下の部分、（３）「総量規制基準」でございます。都は、国が示します C 値の範囲の中で、可能な限り低く設定してまいりました。今回につきましては、国が定めた下限値が下がった業種について、東京都についても下限値に合わせて変更したものでございます。

具体的には、3 物質のうち変更があったのは COD のみでございます。資料 8-2 の 1 ページをお開き願います。整理番号 9 番に寒天製造業がございまして、この下限値が下がってござい

ます。この業種につきましては、都内に該当事業場はございません。

次に9ページの97番をごらんください。パルプ製造業でございます。ここに付きましても変更してございます。パルプ製造業については、都内に1社該当事業場がございまして、排水基準については、変更後でも十分クリアーしているという状況でございます。

最後に12ページ、145番のイオン交換樹脂製造業、これで3業種でございます。この業種については、該当事業場はございません。

第7次の総量削減計画（案）の説明は、以上でございます。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き水質土壌部会の審議結果につきまして、古米部会長の方から御報告いただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○古米委員 それでは、水質土壌部会の方で行いました審議の経過と審議結果を報告させていただきたいと思っております。

水質土壌部会におきまして、2回の審議を行いました。第1回目の審議を8月4日、2回目は本日10月27日でございます。その中で、部会の考え方をとりまとめたということでございます。

審議の内容は、先ほど既に御説明がございましたが、付議されました第7次水質総量削減計画の策定と、もう一つは、総量規制基準の設定でございます。それぞれ削減目標量、削減目標量の達成の方途、更にはその達成に向けた基準の実効性等について議論をさせていただきました。

第1回目、8月の審議の後に環境局の方からウェブサイトあるいはプレス発表という形でパブリック・コメントを求めるという段取りで進めていきました。その結果として、アクセスはございましたけれども、意見はございませんでした。

部会の中で今回の付議された内容で、幾つか議論がございましたので、それを紹介して説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど別紙の中で東京都の現状というところで御説明がありましたように、東京都の場合には東京湾に入る多くの汚濁物というのは、下水処理場を介して出てきております。既に下水処理は、普及率99%ということで達成されておりますので、かなり汚濁防止や水質管理されている。

一方で、窒素、りんというものについては、高度処理を進めることによって削減が進めら

れるわけですが、このように下水処理場の影響が大きいということで、下水処理場における削減を進めるために基準値を下げることによってより効果的なことはできないかという考え方もございます。

もう一点は、今回の総量規制の枠組みの中ではカウントはされておきませんが、雨天時に発生する合流式下水道の越流水由来の汚濁負荷、そういったものを評価しながら削減する努力をすべきではなかろうかということが2点目にございました。

3点目は、基準値自体が1日当たりということで設定されております。これは水質汚濁防止法上そのようになっております。しかしながら、下水処理場というのは雨が降ったときの下水の流入と、晴天時の流入の状況は違いますので、そういったものを踏まえると1日だけで評価すると、雨天時で非常に処理条件の悪いところでは達成できないというように法律上問題が起きます。そういう意味においては、その基準超過ということを見ると、もう少し基準の評価としては長い、例えば1週間あるいは1か月という単位で達成しているかどうかという考え方で基準値設定は考えられないかという3点目。

もう一点は、確かに下水処理場による対策は有効ですが、従来長い間汚濁負荷というものが東京湾に溜まっているということですので、環境改善対策、いわゆる底泥の浚渫、あるいはそれを浄化するような技術についても、具体的な方途を考えられないかというように、幾つか大まかに言って4つの点が審議の中で御意見として出されました。

それに対して部会の中では、まず高度処理を進めることによって効果を上げることが有効でありますけれども、計画の中でも明確に高度処理の整備率を上げるというように記載されておりますし、合流式下水道に関しましても、雨水貯留施設を設けることによって汚濁負荷量として大きな初期雨水を貯留する対策を進めていくことが着実に計画されていること。更には、雨水浸透施設で流出抑制をすることによって、同じように合流式下水道の越流量を削減する努力も記載されております。

先ほど申し上げた基準設定に関しましては、現在の総量規制の枠組みの中では、そういった基準設定を自治体の方で変えることは不可能でございますので、東京都として現在の枠組みの中では、そういった数値を変更する、評価の方法を変えることは難しいと判断されます。したがって、別途検討が必要であろうということを議論させていただきました。

環境改善については、既に運河等での底泥の浚渫という記載もございまして、具体的な方途として計画の中に織り込まれているというように、部会の中では確認ができました。

結果といたしまして、今回お手元にございますように、資料4あるいは資料5の内容で意

見としてはとりまとめることがよかろうということです。具体的には、削減目標量は国の総量削減基本方針で提示されている数値をそのまま採用させていただいております。

更に第6次総量規制の段階では、その削減目標量以上に削減できているという実績がございますので、今回の提示されておられる目標達成の方途に関しましても、妥当なものであらうということでございます。

しかしながら、下水処理場の対策が当然中心ではございますけれども、記載のあるような多様なアプローチで積極的に削減の努力をしていただくということの要望を付けさせていただいたということでございます。

以上、削減計画及び総量規制の基準に関しましては、資料4、資料5に示してありますようなもので策定するということが、部会としては妥当であると考えております。

以上が水質土壌部会の審議経過と審議結果の報告でございます。

○西岡会長 どうもありがとうございました。非常に詳しくきちんと審議していただいたと思っております。

4つのポイントが上がりましたが、そういう問題に関しましても、これはこちらの部会の判断において非常に重要になったところかと思いますが、それに対する答えも十分出していると思っておりますが、皆さんの今の部会長からの御報告につきまして、御意見あるいは御質問がありましたらいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

河口委員、どうぞ。

○河口委員 非常に基礎的なことなんですけれども、下水処理場はもう99%ということなので、処理場の数を増やすということはもうないという理解でよろしいんですね。それと、高度処理施設の整備を推進するというのは、今、何か所あって、それを何か所に増やすという話なのか、その中身のレベルアップを図っていくことなのか、平成26年度の数字があるんですけれども、その先ももっと処理場を増やして減っていくという長期計画があるのかなと思いました。

資料7-1の6ページを見ると、公共用水域の水質の経年変化というのがあって、排出量自体は減っていることがその前のページの図表4であるんですけれども、6ページを見ると、もう平成17、18年ぐらいから、ほとんど横ばいになっているので、これはせつかく減らしているのに何でこうなのかということと、頑張ってもほかの要因で増えているのか、その辺りの情報をいただければと思います。

○西岡会長 まず、小林水環境課長の方から御説明いただいて、補足がございましたら、古米委員お願いします。

○小林水環境課長 新たな下水道処理場の建設については確認してございませんけれども、高度処理の導入につきましては、高度処理というのはどういうものか説明をさせていただきますと、従前の施設に加えまして新たに躯体、建物というか処理施設を加えまして、その中で窒素並びにりんを更に取りこしていこうという仕組みのことでございます。

まず高度処理については以上なのですが、3物質が東京湾に流入する量が減りながら、水質がなかなか改善しないという部分でございますけれども、確かに量については減っておりますが、そこに溜まったこうした物質がこういうふうな結果に出てくるのではないかと考えてございます。

○古米委員 お答えのとおりだと思いますが、東京都全体では下水処理場は26ぐらいあって、区部に13ぐらいございます。それを更に追加するという事は計画上想定されておらず、既に普及率は99%です。わずかに残っているところは逆に言うと下水道整備しないで、別の方法で生活排水対策をしているということですので、そういう意味においては生活排水対策は十分に進んでいる。

しかしながら、東京湾は閉鎖性水域ですので有機物を除去するための主な処理方法ではなくて、窒素、りんも更にとらないと水質改善ができない。それを担うのが高度処理方法です。高度処理は現在の下水処理場にすべて導入されているわけではございませんで、今、区部の幾つかの下水処理場に入っている。その処理する量をどんどんレベルアップしていくというのが、資料4の4ページにある高度処理施設導入目標ということで、その比率を10.5%から14.5%まで上げていくこととなります。

下水道の整備というのは総量規制と深く関わりますけれども、流域別下水道整備総合計画という流総と呼ばれるものがございまして、その中でしっかりと対策を打っていくということですので、下水道は下水道のサイドで高度処理の比率を、東京湾の水質改善のためにどんどん上げていくという別途計画を持っていて、その計画に沿って10%が14%に上がっていきます。今後更にこの数値が上がって行って、究極の形として少なくとも東京湾に放流するすべての下水処理場の高度処理を進めていく。勿論、千葉県だとか神奈川県の下水処理場も相まって対策をすることになるかと思えます。

最後の点については、先ほど私の部会から報告をしましたように、環境改善という底泥の浚渫等の工夫が必要であるということの報告に深く関わっておりまして、御推察のとおり

削減量はずっと下げているのですけれども、実際には過去にたまった底泥から夏季などに溶出することによって、なかなか水質濃度は下がってこない。ボディブローのように効いてきているわけです。言い換えると、この削減量をずっとキープすると徐々に水質の改善が進んでいくことになります。

環境省の関連委員会で東京湾の長期的な水質シミュレーションを行った結果によると、おおよそ予測では平成 36 年ぐらいになってくると水質が改善されるような結果も出てきております。言い換えると、ずっと低い状態でキープをしておくことが非常に意味がありまして、徐々に水質改善していく。なかなか変わらないので意味がないのかという評価をされてしまうと、非常に危険な方向にいきますので、これを続けていくことが重要だろうと考えられていると私は理解しております。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

○河口委員 基本的なことがわかったのですけれども、違う次元で、ここの定義には入っていないのですが、今後放射能も下水で出るといういろいろな報道などもあるので、この辺りというのはここではカバーされていないような感じもするのですけれども、どこで東京都として下水に関する放射能の問題をどうされるのかなというのが素朴な疑問で、もう一つは処理とは直接関係ないのですが、りんと窒素は農産物をつくる時に世界的にすごい不足している物質だということを聞いていますので、処理したりんと窒素はどういうふうにもリサイクルさせるのかなとか、その辺りもトータルで考えると、その辺まで目線がある方が何となく環境をやっている人にはアピールできるかなと。この2点でございます。

○西岡会長 それでは、いかがでしょうか。

○小林水環境課長 放射能の問題は今、全国的に問題になってございまして、環境省にもいろいろ問い合わせはしている最中でございますけれども、まだこの制度とのリンクについては話がございませぬし、今後またいろいろ動きの中で出てくるかもしれませんが、今は確かなお答えができない状況でございます。

窒素、りんをこういう排水の中からこし取るということについては技術はあるのだろうと思えますけれども、この枠組みの中では今のところそういう取組みは組み入れられないだろうと考えてございます。

○吉村環境政策担当部長 ちょっと補足させていただきます。放射能に関しては実際、下水処理の過程で大部分はセシウムが泥分と結び付く力が強いので、ほとんど汚泥として凝縮さ

れてしまいます。汚泥はこし取って実際はちゃんとフィルターが付いたところで処理をして、今は中央防波堤で処理をして、国の基準に沿って処理をしておりますので、処理後の水に流れるというよりは、どちらかという汚泥の問題と御理解いただければと思います。

○西岡会長 それでは、ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

○富田委員 1点確認させていただきたいのは、合流式の下水道の件なのですが、きちんと部会の方でも議論されていると先ほどお聞きしたわけなのですが、昨今の雨の降り方を考えると、短時間で非常に多くの雨が降るということが、以前よりはそういう傾向が強くなっているのかなと思うのです。やはり問題なのは短時間で降ってしまうところのあれで、対策自身は進められていらっしゃるわけですが、今まで基準がおありになったかどうかはわかりませんが、降雨量が短時間で多くなるという傾向を踏まえて考えていらっしゃるのかどうか。その辺をちょっと教えていただければと思います。

○西岡会長 いかがでしょうか。

○小林水環境課長 今のところは、何 mm 降ってどのぐらいのという定量的な検証がなされていない状況でございます。そういうこともございまして、まず汚濁がどのぐらいの負荷があるのかという点と、どのぐらいの越流水があるのかということ把握しなければならないと考えております。

○古米委員 合流下水道の汚濁負荷量というのは非常に気になるところでございまして、しかしながら、制度上ではそれをカウントできていない。言い換えると、それを定量的に評価できない状況です。しかしながら、実際上はその削減というのはきっと効果を持つだろうということは、部会でも議論させていただいています。その議論の中では、東京都というトップランナーの自治体で、合流式の越流量がどの程度あるのかという定量的な評価をする努力を是非、下水道局の方々にしていただくというメッセージを出すことが非常に重要だろうということで、課長さんの方から下水道局の方に是非御努力いただきたいというようお願いをさせていただきました。

具体的に雨の降り方が変わると汚濁負荷量の出方が変わってまいります。御指摘のとおりです。ただ、きっと今、考えられている対策を徐々に進めていくことがよかろうと思いますし、同時に汚濁負荷量自身を正しく把握するために下水道局も頑張っておられていて、合流式下水道の改善については、平成 16 年に施行令が変わりましたので、10 年後の 26 年までに合流式でない分流式と同じ汚濁負荷量まで同等にするということで、全国的に改善努力をされております。

しかしながら、東京とか大阪というように合流式の施設がたくさんあるところは、10年間で達成できないので、平成36年までの、20年間でそれを達成するという計画で改善計画を立てられて進められている。それが今回反映されているということになります。そういう意味においては、達成できているかどうかということはある程度モニタリングされておられます。実は合流式下水道の越流箇所というのは、東京都の場合は七百何十箇所の雨水吐き口があったり、ポンプ場が十何箇所もあるわけです。限られていますが、そういったところで汚濁負荷量を測ることでどれだけ放流されているのかという大まかな数字はわかりますけれども、汚濁負荷量となるとなかなか現実には定量化は難しいという状況です。

そういう意味においても、是非そういったことを先駆的に取り組んでいただきたいということは、今後の大きな課題でありますし、期待を持ってお願いをしたいという状況です。

私も比較的専門的に研究しているので、追加の情報を申し上げました。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

末吉委員、どうぞ。

○末吉委員 ありがとうございます。遅れて来て済みませんでした。

私の質問は一般論なのですが、予算の配分なのですが、こういう水質の改善が非常に進んでいるというのは大変結構なことだと思いますけれども、水質の改善についても将来考えると、もっとやりたいことがたくさんあるのだらうと思います。気候変動が新たに要求する事項もあるのだらうと思います。そのことは東京都の環境政策の全体について言えることだと思うのです。そうした場合に各分野といいますか、政策の間の予算の配分のクライテリアというのは、これからどうなっていくのかということを知りたいです。

法律があればミニマムリクワイアメントがあって、それを達成するために当然必要な施策を打つ予算が必要だということになるのですけれども、これからどんどんいろんな新しい分野が出てくるとしたときに、どういう基準、基本的な考え方をもって予算のことを考えていくのか。これは水質の話だけでないところなのですが、そういうようなお話を聞きながら感じた次第です。ちょっと難しいかもしれないです。

○吉村環境政策担当部長 大変難しい御質問なのですが、当然いろんな部局がございますので、産業の労働問題あるいは福祉の問題、医療の問題、各分野がございますので、各専門部局が自分の予算を勝ち取るために全力を尽くしてやっている。その中で全体のバランスをどういうふうに優先順位をつけていくかというのが、都政としての一番根幹の議論になりますので、東京都のピラミッドの組織の中での検討と併せて、都議会とか都民の皆様から選ばれ

た方々の御意見等をいただいて調整していくわけですが、東京都としての意思としては、「10年後の東京」というものに基づいて、優先すべき課題についてそれを計画的にやっている。現在それを「2020年の東京」、これは仮称でございますけれども、その編成過程にございます。その中で今後の都政の重点課題ということを明らかにしていく。その議論の中で優先順位が決まっていくのかなと思っております。

殊この水質分野におきましては、確かに環境局として水質分野に入れている経費は、都政の全体の中から比較しますとごく一部となりますから、現実には先ほど来お話に出ております下水道の問題については、下水道は皆さん下水道料金だけで維持されていると思われるかもしれませんが、相当程度一般財源、言ってみれば税金から投入して、特に雨水対策分としては毎年多額の経費を投入しております。

そういったところで先ほど来でている越流水の改善問題でも、東京の中でいかに一気に流れてくる雨水を貯えるか、溜めておくか。出ていってしまったら越流水として汚濁物質が混ざって出ていってしまいますので、いかに水を貯えるかということでなかなか場所を確保することが難しいということで、多額の経費を使って大口径のシールドトンネルを道路の下につくるとか、雨水貯留専用のもので各所に下水道局の方で整備しております。そういうところにも多額の都費が投入されているということは、御理解いただければと思います。

○西岡会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

○窪田委員 2点ありまして、1点は古米先生の御専門の合流式下水道の改善の話なのですが、全体の総量としてはなかなか計測しにくいなかで、やるのが必ず定性的には貢献できているはずだというお話で非常に重要なことだと思ったのですが、例えばそれこそ古米先生のところかもしれませんが、合流式下水道の越流水の中に道路の車線を変えてはいけないとか、そういうペンキに含まれているような余りよろしくない有毒系のものが雨水に含まれてしまって、それがなかなか高度処理でも改善できないといった研究を拝見したことがあって、例えばそのようなことというのは量がわからなくても、今すぐペンキを変えろということが、この分野については本当に素人考えで恐縮なのですが、できるようなにも思うのですが、もしそのようなすぐにやれているというような努力があれば、そういうお話が、取組みがあれば御説明をいただきたいというのが1点です。

もう一点が、今回の東日本大震災の中で下水処理場が沿岸沿いあった関係で、全部津波に一気にやられていってしまったというお話があるわけですが、そういった意味での下

水処理場に対する防災計画があれば、それを御説明いただければと思います。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

最初のことについては古米先生にお伺いします。

○古米委員 御質問の趣旨としては、雨が降ったときの汚濁の現象が受水域に対して影響しているのですけれども、なかなか定量化できていない。その1つが合流下水の越流の現象だと思います。

御指摘のように都市の活動によって排ガスだとか、あるいはいろいろな塵埃みたいなものが屋根だとか道路にたまっております。それが雨が降ることによって下水道を介して下水処理場に行ったり、あるいはオーバーフローするということです。

言い換えると、実は合理式下水道は捨てたものではなくて、ちょろちょろ降ってくれる雨のときには、地表面にたまっている汚れたものが一応下水処理場まで到達するわけです。そうすると、そこで処理がある程度できますので、分流式の下水道に比べると、弱い小雨のときには分流式の下水道よりは機能します。しかし、ある一定以上降り始めると、もう下水処理場では受けられなくなるので、それで合流式下水道の雨天時越流水が発生します。

そういう意味においては最初のファーストフラッシュをトラップする、あるいは地表面に堆積した汚染物質が弱い雨で出てきているというのは、ある意味合理式下水道は貢献している部分があると認識してください。そういう意味において微量化学物質みたいなものもありますし、いろんなものがありますけれども、そういったものの除去効果が一部あるということです。

では、エンドパイプとして下水道での処理にすべて頼るのではなくて、基本はもとから断つのが一番で、発生源対策をするというのがいいわけです。例えば、道路側溝清掃であったり、あるいは散水をして下水道に晴天のうちに流しておくということもなされております。そういう意味においては個人的な発想ですけれども、地区単位で側溝掃除をすることか東京の方でどこで行われているかはわかりませんが、かえって地方の方が進んでいるとすれば、いわゆる公共サービスではない地元の人たちがそういった努力をすることによって、実は先ほど言ったような雨が降ったときの汚濁の削減ということが可能です。

もう一つは、雨が降ったときに流出抑制するために、先ほど申し上げましたけれども、大きな施設で貯留するのではなくて、浸透施設をつくる。要は各家庭で雨水浸透枘を入れる、あるいは道路浸透施設を入れるということは、先ほど申し上げた地表堆積物は下水管に行かないで、その浸透施設でトラップされますので、それも実は非常に意味があります。

ただ、注意しないといけないのは、施設に蓄積した汚染物質が地下水まで行ってしまうかどうかという懸念はあります。しかしながら、個人的にはそれを管理することによって、汚染物質を各家庭の近くで管理できることが今後、東京で先駆的に進めていただけたらなど個人的に思っていますし、それを研究の中で評価していくこともさせていただいております。

○宮沢環境政策課長 2点目の下水道施設の防災化のことですが、下水道施設はライフライン施設ということで、極めて重要な都市インフラでございます。下水道局ではこれまでも最大限耐震化の対策をやってきたところですが、東日本大震災を踏まえてさらなる対策強化を現在検討している状況でございます。

また、停電時などにも活用できる非常用発電の充実ですとか、集中豪雨のときにも電源に頼らないで自前でできるような非常用発電設備は、今までも相当な容量を持っておりますので、単純に増やせばいいというものではございませんけれども、更なる防災力の強化に向けた対策を今、検討しているという状況でございます。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

ほかにございましょうか。河口委員、どうぞ。

○河口委員 発生源のところで生活排水が非常にいずれも多いというふうに出ているのですが、それで対策のところで生活雑排水で出さないような啓発活動をしているとは書いてあるのですが、都民として余りそういう啓発を見ていない。最近、省エネというのはよく見るのですが、料理雑誌などで皿を洗う前には水を汚してはいけないから紙で拭いて、油は取って捨てましょうみたいな話はあるのですが、それをやったからどうなのというのは、実は私たちは生活からこんなにたくさん汚れを出しているのですよねみたいな情報もないので、それはそういうことをした方がいいのだけれども、めんどくさいから一緒に洗ってしまえとどうしてもなるので、皆さんがそういうことをやるから、こんなに汚れているのですね。工場が汚しているのではないですねみたいな啓発活動をもっとやれば、生活雑排水が減るのではないかという気もするのですけれども、いかがでしょうか。

○小林水環境課長 今、御指摘のあった取組みについては、下水道普及地域については下水道局さんが、例えば「油・断・快適」はお聞きになったことがございますかもしれませんが、油が非常にCOD値を上げますので、油を使わないようにという取組みをやってますし、この制度では下水道の未普及地域の自治体と連携して、パンフレットなんか作成してインターネット等に掲載をしていただいているところがございます。

○市川委員 普及啓発に関連して、生活雑排水の話と関連はするのですけれども、全国の海

の再生プロジェクトというものがあって、東京都も東京湾の水質一斉調査というところを取り組んでいらっしゃいますね。私はこういうような取組みというのは非常に大切だと思っていて、いわゆる今回のこの答申についてのパブコメも要はアクセスはあったけれども、都民からの意見はゼロということで、よくも悪くも意見を出さないということは消極的賛成と理解してもいいのかなと思うのですが、もう少し意見なりが出てきた方が本当はいいのかなと思っています。せっかくのパブコメですので、そういう意味においてはこういう非常に地味な活動ではありますけれども、東京湾の水質一斉調査のようなところをもう少し都民の人たちにアピールして、楽しいイベントと一緒に参加してみませんかというような取組みを、これからも積極的に進めていただきたいというエールを送りたいと思います。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

芳住委員、どうぞ。

○芳住委員 私は今、女子大におりまして、先ほどの啓発活動につきましては東京都でパンフレットがありましたね。水の嫌気性、好気性の説明から入って、醤油とか油を川に流すと、魚が住める水質にするために必要な水の量はお風呂何杯分とかいうものがあって、それは私のところでは講義にも使っていますし、非常に全体像がわかりやすいものがあって、先ほどお示しのものとは違うもう一つありましたね。都民向けというか、あれはわかりやすくできていると思っております、そういう意味では市川先生と同じように、それを教育の場でも使ってもらうことも、チャンスがあれば大学レベルでも十分使える内容になっていると私は思っております。

以上です。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。いろいろと御意見、御質問がございました。特に全体として御質問ということで皆さんきちんとした答えが出ていたと思います。また、啓発につきましては是非もとから断つということは非常に重要なことでございますので、進めていただきたいと考えております。

この水質の問題は、最終的には東京湾の水質にいくわけですが、確かに「百年河清を俟つ」という話でございますが、一旦汚してしまうとなかなか難しいものだなと常々考えております。

東京都の中でも高度処理を導入して非常に努力をしておられますけれども、今回の数字をごらんになってもわかるように、これ以上厳しく詰めていくというのは非常に難しい状況で、

多分技術的あるいは資金的にも難しいところに差しかかっているのではないかと考えております。

その中で今お話がございましたように、何とか水質を今のうちにキープをしておけば、将来にも希望があるということでございますので、そういった面で精いっぱいの方がこの答申の中に入っているのではないかと私は思います。

もしほかにないようでしたら、ただいまの水質土壌部会の審議結果の報告にございます第7次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について、御了承いただいたということによろしくございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西岡会長 どうもありがとうございました。

それでは、部会報告につきましては適当であると御承認をいただいたものでございます。この内容に従いまして都知事への答申をさせていただきたいと思っております。事務局より答申文をお配りいただければと思います。

(答申文配付)

○西岡会長 それでは、事務局の方から答申文の朗読をお願いしたいと思います。

○宮沢環境政策課長 第7次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について(答申)でございます。

平成23年7月7日付けで諮問のあったこのことについては、別添「東京湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準」のとおりとすることが適当であると認めます。

以上でございます。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

それでは、この答申文をもちまして知事に答申いたしたいと思っております。皆様よろしくございますね。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから大野局長に答申文をお渡しいたします。

(答申文手交)

○西岡会長 それでは、最後に大野局長にごあいさつをお願いしたいと思います。

○大野環境局長 ただいま西岡会長から、第7次水質総量削減計画及び総量規制基準につきまして答申をいただきました。誠にありがとうございました。今いただきました答申を踏ま

えまして、所定の手続を踏まえて来年2月を目途に第7次水質総量削減計画を策定いたしますとともに、併せて総量規制基準を設定し、東京湾の一層の水質の改善を図ってまいります。

また、本日の御審議では総量削減計画の中身以外にも多様な御意見をいただきました。これらにつきましても今後の東京都の環境施策に活かしてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、今後とも皆様方のお力添えをいただけますようお願いいたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議は終了いたしました。事務局の方から何かございますか。

○宮沢環境政策課長 特にございません。

○西岡会長 それでは、以上をもちまして本日の議事はすべて終了ということでございます。これ以降につきましては事務局に引き継ぎたいと思います。よろしく申し上げます。

○宮沢環境政策課長 それでは、これをもちまして第36回「東京都環境審議会総会」を閉会いたします。ありがとうございました。

今後のスケジュールでございますが、企画政策部会、もう一つの部会の方が今、審議いただいている最中でございますが、11月7日の午前中に開催されます。それを踏まえまして11月14日の午後13時30分からでございますが、次の総会が開催されますので、こちらの方も御出席を賜ればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

午前11時46分閉会